

平成 27 年度

第 1 回 ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会

平成 27 年 11 月 26 日(木) 10:00～12:00
国土交通省 3号館4F 総合政策局局議室

次第

1. 開会
2. 主宰者挨拶
3. 委員長挨拶
4. 議事
 - (1) 「オープンデータによる歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた提言」を踏まえた取組状況について
 - (2) 関連するプロジェクトについて
 - (3) その他
5. 閉会

【配付資料】

資料 1 「オープンデータによる歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた提言」を踏まえた取組状況について

- 資料 1-0 「オープンデータによる歩行者移動支援サービス普及促進に向けた提言」のポイント
- 資料 1-1 歩行者移動支援サービスに関するデータサイト
- 資料 1-2 オープンデータを活用した歩行者移動支援の取組に関するガイドライン
- 資料 1-3 歩行空間ネットワークデータの効率的な整備に向けて
- 資料 1-4 水管理・国土保全局におけるオープンデータ化の取組について
- 資料 1-5 国土地理院での取組状況
- 資料 1-6 東京都の取組（別紙:ユニバーサルデザインナビプレスリリース）
- 資料 1-7 提言のフォローアップ状況

資料 2 関連するプロジェクトについて

- 資料 2-1 ICT を活用した歩行者移動支援サービスに関連するプロジェクトについて
- 資料 2-2 本郷プロジェクト
- 資料 2-3 高精度測位社会プロジェクト
- 資料 2-4 高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発研究
- 資料 2-5 銀座地区におけるICT活用検討連絡会の設置について
- 資料 2-6 公共交通オープンデータ協議会

参考資料 1 オープンデータによる歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた提言

参考資料 2 本郷プロジェクトで提案されたアプリケーション

ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会 委員名簿

(敬称略)

<委員>

委員長 (福祉)	坂村 健 竹中 ナミ	東京大学大学院情報学環 教授 社会福祉法人 プロップ・ステーション 理事長
(防災) (交通・観光) (オープンデータ)	田中 淳 古屋 秀樹 森 亮二	東京大学大学院情報学環 教授 東洋大学国際地域学部 教授 弁護士 ・情報セキュリティ大学院 准教授

<行政>

国土交通省

技監(主宰)	
政策統括官(税制、国土・土地、国会等移転)	
大臣官房	技術調査課長
総合政策局	安心生活政策課長
総合政策局	技術政策課長
総合政策局	情報政策課
	情報セキュリティ対策室長
総合政策局	公共交通政策部 参事官(総合交通)
国土政策局	国土情報課長
都市局	街路交通施設課長
水管理・国土保全局	河川計画課長
道路局	企画課長
鉄道局	技術企画課長
自動車局	旅客課長
港湾局	技術企画課 技術監理室長
航空局	航空ネットワーク部
	航空ネットワーク企画課長
観光庁	参事官(外客受入担当)
国土技術政策総合研究所	道路交通研究部長
国土地理院	企画部長

オブザーバー

東京都	都市整備局 企画担当部長
東京都	福祉保健局
	生活福祉部福祉のまちづくり担当課長

ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会 開催要領

1. 名称

本会は「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」(以下、「本委員会」という。)と称する。

2. 目的

本委員会では、これまでの歩行者移動支援サービスに関する検討結果、具体的には、平成 22～25 年度に開催した「ICTを活用した歩行者の移動支援に関する勉強会」(座長:坂村健東京大学大学院情報学環教授)や、平成 23～25 年度に実施した「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」などの成果を踏まえ、今後の歩行者移動支援を普及促進するために必要な事項の検討等を行うことを目的とする。

3. 検討内容

- 1) 歩行者移動支援の普及促進に向けて共通的に必要な事項
- 2) 国土交通省が行う歩行者移動支援施策に対する助言・指導
- 3) その他、歩行者移動支援を普及促進するために必要な事項

4. 組織

- 1) 本委員会は、主宰者のもと、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2) 委員の任期は、本委員会の検討が終了するまでの間とする。
- 3) 本委員会に委員長を置く。
- 4) 委員長は、会務を総括する。
- 5) 委員長が不測の事態等により委員長の役を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

5. 会議の開催

- 1) 本委員会は、委員長が議長を務める。
- 2) 審議に際し、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

6. 事務局

- 1) 本委員会の事務局は、国土交通省政策統括官(税制、国土・土地、国会等移転)の下に置く。

7. その他

- 1) 本委員会の運営に関する必要事項でこの要領に定めのないものは、委員又は事務局が本委員会に諮って定める。

8. 附則

- 1) 本要領は、平成26年6月25日より適用する。